

各務原都市計画地区計画の決定（各務原市決定）

各務原都市計画 各務東町地区 地区計画を次のように決定する。

|                    |               |   |
|--------------------|---------------|---|
| 名 称                | 各務東町地区 地区計画   |   |
| 位 置                | 各務原市各務東町五丁目地内 |   |
| 面 積                | 約 4.7 ha      |   |
| 区域の整備・開発及び保全に関する方針 | 地区計画の目標       | <p>本地区は、本市北東部に位置し、既設の各務東町工業団地に隣接しており、一体的な工業系利用が可能な地区である。また、東海北陸自動車道岐阜各務原インターチェンジまで約1.3km、関インターチェンジまでは約9kmの距離に位置し、交通利便性に優れた地区である。</p> <p>このような立地特性から市都市計画マスタープランにおいては、本市の重要な工業地である各務東町工業団地の機能を維持・強化することを目指している。</p> <p>本地区計画は、工業専用団地の整備を推進し、新たな産業や雇用の受け皿の確保により地域活力の向上を目指すとともに、緑地の保全と緑化を推進し、周辺環境に配慮した土地利用を図ることを目標とする。</p> |
|                    | 土地利用の方針       | <p>隣接する既設工業団地と一体的な工業専用地域の形成を図るとともに、周辺の環境に配慮した土地利用を図る。</p>   |
|                    | 建築物等の整備方針     | <p>敷地面積の最低限度及び建築物等の用途を制限することにより、土地利用の方針による周辺の環境に配慮した工業系土地利用を図る。</p>   |
|                    | その他の整備方針      | <p>周辺環境との調和に配慮するため緑化を図り、区域北側及び西側道路の接道部については、原則、緑地帯（幅3.0m以上）を整備する。また、河川の状況を考慮し、必要な場合は各務原市宅地開発指導要領に基づき調整池を設置し、周辺環境に配慮した良好な工業団地を整備する。</p>  |

|        |            |               |  |
|--------|------------|---------------|--|
| 地区整備計画 | 建築物等に関する事項 | 建築物の敷地面積の最低限度 | 1,000㎡   |
|        |            | 建築物等の用途の制限    | <p>次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第2（わ）項に掲げる建築物</p> <p>(2) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>(3) 幼保連携型認定こども園</p> <p>(4) 保育所、老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの</p> <p>(5) 公衆浴場</p> <p>(6) 診療所</p> <p>(7) 自動車教習所</p> <p>(8) 畜舎</p> <p>(9) カラオケボックスその他これに類するもの</p> |

「区域、地区整備計画の区域及び地区施設の配置は、計画図表示のとおり」

理由

市街化区域への編入に併せて土地利用の方針等を定め、周辺の環境に配慮した適正な工業系土地利用を図るため、地区計画を決定するものである。